

白山市共生のまちづくり条例の制定について

1 条例名

白山市共生のまちづくり条例（6章33条建て）

2 目的

市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消に関する市の施策の基本的事項を定め、全ての市民が障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重し共に生きる「共生のまち白山市」の実現を目的とする。

3 基本理念

- (1) 全ての市民は、基本的人権を享有し個人として尊重される。
- (2) 障害を理由とする差別は、全ての市民の問題である。
- (3) 障害者の社会的障壁を解消する。
- (4) 障害者が平等に参加できる機会を確保する。
- (5) 合理的配慮の提供を全ての市民が理解し実行する。
- (6) 障害者のコミュニケーション手段を確保し拡大する。

4 重点項目（白山市独自の取組み）

- ・情報コミュニケーションにおける共生
多様な障害に応じたコミュニケーションの手段の普及啓発等
- ・就労における共生
障害者への不当な差別的取扱いの禁止と就労に関する理解促進等
- ・保育及び教育における共生
障害のある子とない子が共に育ち、学ぶための相談、支援体制の確立と環境整備の推進

5 市の責務

- (1) 障害者の差別解消に向けた取り組みを行うこと。
- (2) 障害者と建設的な対話を行い、合理的配慮の提供を行うこと。
- (3) 合理的配慮の提供について、調査や研究を行うこと。
- (4) 市民や事業者の合理的配慮の提供に、支援を行うこと。
- (5) 市民や事業者に、障害に対する理解を促進すること。
- (6) 障害を理由とする差別の相談を受け、紛争解決の支援を行うこと。

6 市民及び事業者の責務

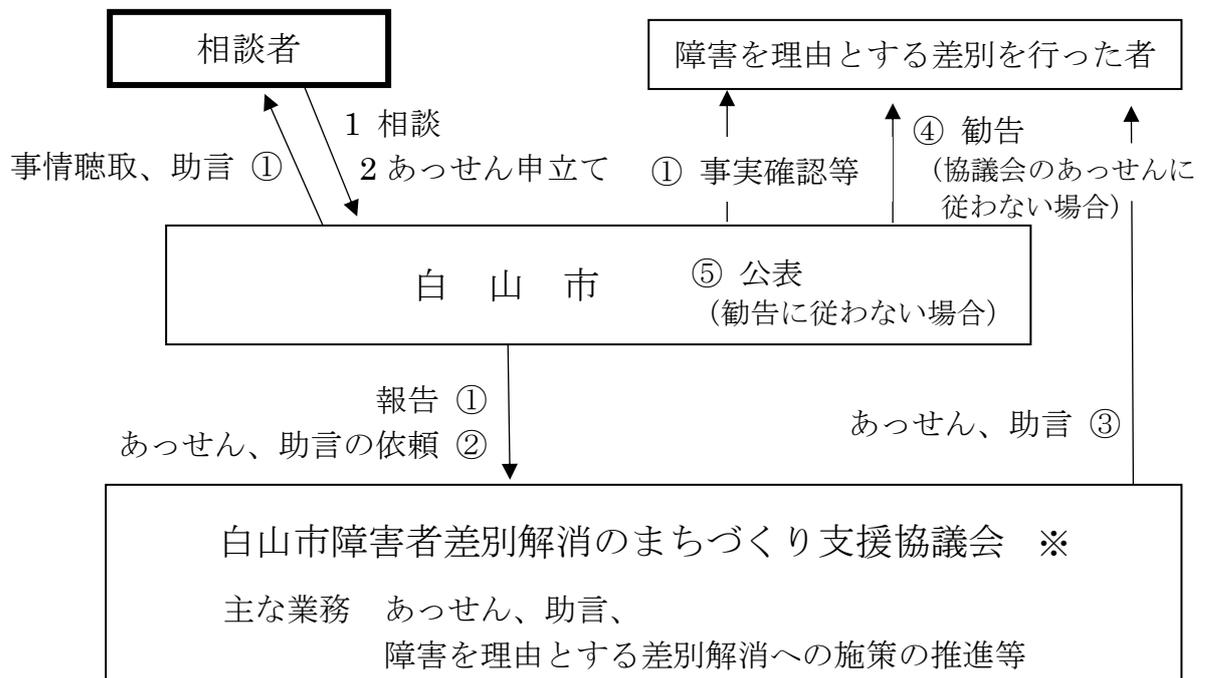
市が実施する施策に協力するとともに、障害について理解を深め、障害のある人と建設的な対話を行い、合理的配慮の提供に努めること。

7 不当な差別的取扱い、合理的配慮、環境整備

区分	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供	環境整備
市	法定義務	法定義務	努力義務
市民及び事業者	法定義務	努力義務	努力義務

8 障害を理由とする差別の解消

(白山市障害者差別解消のまちづくり支援協議会設置)



※障害者差別解消法第17条

9 周知啓発等

- ・ 広報8月号共生のまちづくり特集記事
- ・ リーフレットの作成と配布
- ・ 小中学校等での共生のまちづくり教室
- ・ 地域、町内会、公民館等での出前講座
- ・ ハローワークとの連携による企業セミナー等
- ・ 市民一日委員会（啓発講演会等）
- ・ 地域づくり当事者リーダー養成研修
- ・ 手話通訳者、要約筆記者養成講座 ほか

10 施行期日

平成29年10月1日